

公告補足(注意事項)

○入札書の日付は、受付開始の令和5年10月23日から提出期限である令和5年10月27日までの日を記入してください。

○複数の物件に申し込む場合は、原本一部とコピー(申込物件数分)を提出してください。ただし、物件ごとに原本を提出する必要があるものがありますので、ご注意ください。

○入札参加者の立会いは任意です。原則、開札の立会いは入札参加者(本人及び代表者又は委任状を提出した代理人)となります。

○開札後、ホームページに、落札金額及び落札者の法人・個人の区分のみを掲載します。

○落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

○所有権移転登記手続きは高知市が行います。

○納入期間内に残額の納入がないなどの理由により、売買契約を解除したときは、契約時に納入した契約保証金は高知市に帰属します。

○納入期間内に残額の納入ができない場合、正当な理由があれば延納することができます。ただし、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の利率で計算した遅延利息を、高知市の発行する納入済通知書により納入していただきます。

○高知市の指定金融機関又は指定代理金融機関以外で納付される場合は、手数料がかかります。手数料については、金融機関にお問い合わせください。

【指定金融機関及び指定代理金融機関一覧】

[指定金融機関]

- ・四国銀行

[指定代理金融機関]

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・高知市農業協同組合 | ・徳島大正銀行 |
| ・高知県農業協同組合 | ・香川銀行 |
| ・高知県信用農業協同組合連合会 | ・百十四銀行 |
| ・高知銀行 | ・伊予銀行 |
| ・高知信用金庫 | ・阿波銀行 |
| ・幡多信用金庫 | ・四国労働金庫 |
| ・愛媛銀行 | ・信用組合広島商銀 |